入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成25年10月25日
国立大学法人富山大学
契約責任者　事務局長　両角　晶仁
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　16

○第６号

1　工事概要等
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　富山大学附属病院中診・外来棟改修その他工事
⑶　工事場所　富山県富山市杉谷2630番地　富山大学杉谷キャンパス内
⑷　工事概要
富山大学附属病院中央診療棟・外来棟、鉄筋コンクリート造、地上３階建て地下１階、建築面積14,116㎡、延床面積47,859㎡、改修延床面積19,990㎡の改修工事
富山大学附属病院外来棟、鉄骨造、地上２階建て、建築面積1,950㎡、延床面積3,050㎡の新築工事
⑸　工期　契約締結日の翌日から平成29年10月31日まで（全体工期約46か月）
⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　約1,840㎥、鉄骨　約405ｔ、鉄筋　約209ｔ、ガラス　約2,400㎡
なお、関連する設備工事は別途発注される予定である。
⑺　本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑻　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
⑼　本工事は、工事の施工について「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」（以下「技術提案書」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）を実施する工事である。

2　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）又は次に掲げる条件を全て満たしている特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに、契約責任者から共同企業体としての認定を受けていること。
⑴　国立大学法人富山大学契約規則第５条及び第６条の規定に該当しない者であること。
⑵　文部科学省における建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けた資格）を有し、その点数（「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、単体又は共同企業体で参加の場合の構成員の代表者は、1,175点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,025点）以上であること。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（２⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　平成10年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす新築工事又は改修工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
①　単体又は共同企業体の代表者　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の病院の新営工事（延床面積　10,000㎡以上）又は改修工事（改修延床面積　10,000㎡以上）を施工した実績を有すること。
②　共同企業体の代表者以外の構成員　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の病院の新営工事（延床面積　5,000㎡以上）又は改修工事（改修延床面積　5,000㎡以上）を施工した実績を有すること。
⑸　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。
⑹　共同企業体の構成員の数は、２又は３社とする。
⑺　共同企業体の結成方法は、自主結成とする。
⑻　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。
⑼　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高い者とすること。
⑽　単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、施工場所から５㎞以内の建築一式工事又は富山大学が発注する富山市内の建築一式工事については、同一の主任技術者（監理技術者を除く）が２件まで管理することを認める。
①　１級建築施工管理技士の資格又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、１級建築士の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。
②　平成10年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記２⑷①に掲げる新築工事又は改修工事の施工経験を有する者であること。
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
④　共同企業体の場合の代表者以外の構成員については、⑽①に定める国家資格を有する主任技術者を専任で配置できること。
⑾　工事全般の施工計画が適切であること。
⑿　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
⒀　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⒁　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
⒂　共同企業体として申請した場合は、その構成員が単体として重複申請することはできない。
⒃　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価落札方式に関する事項
⑴　総合評価の方法
①　「標準点」を100点とする。「加算点」は最高50点とする。
②　加算点の算出方法は、下記３⑵の評価項目毎に評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。
③　標準点と加算点の合計点（技術評価点）を当該者の入札価格で除して算出した数値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。
⑵　評価項目　次に示す項目を評価項目とする。（詳細は入札説明書による。）
①　企業の高度な技術力
１）ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画に関する事項
・社会的要請　環境の維持、特別な安全対策
２）工事全般の施工計画に関する事項
・施工上考慮すべき事項等の技術的所見
⑶　落札者の決定方法
①　入札参加者は、「価格」及び「企業の高度な技術力」をもって入札に参加し、次の㋐、㋑の要件に該当する者のうち、上記３⑴③によって得られる評価値の最も高い者を落札者とする。
㋐　入札価格が予定価格の制限範囲内であること。